

阿蘇中部4町村合併推進協議会 協議事項調整内容

阿蘇中部4町村合併推進協議会

協定項目	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目
調整の方法		

阿蘇中部4町村の現況			
一の宮町	阿蘇町	産山村	波野村
(1)議員の定数 16名	(1)議員の定数 18名	(1)議員の定数 10名	(1)議員の定数 10名
(2)任期 平成11年4月30日から 平成15年4月29日まで	(2)任期 平成10年11月15日から 平成14年11月14日まで	(2)任期 平成11年4月30日から 平成15年4月29日まで	(2)任期 平成11年4月30日から 平成15年4月29日まで

定数及び任期の取扱いの概要			
区分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法 (定数に関する特例)	合併特例法第7条による方法 (在任に関する特例)
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係町村の廃止と同時に当該町村の議員が失職する。	合併関係町村の廃止と同時に当該町村の議員が失職する。	合併関係町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併町村の議員として存在することができる。
2 任期	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間
3 定数 (H15.1.1~適用)	市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 (地方自治法第93条第1項) 市町村の議会の議員の定数は、次に掲げる町村の区分に応じ当該各号に定める数を超えない範囲で定めなければならない。 人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村 26人 (地方自治法第91条第2項) 人口は、官報で公示された最近の国勢調査又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口 (地方自治法第254条)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 合併後の人口が5万人未満の市及び人口2万人以上の町村の場合 = 26人 2倍を超えない範囲 26人×2=52人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する。 (合併特例法第6条第1項)	阿蘇中部4町村議員定数 54名
4 選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない
5 選挙すべき議員の定数	定数に同じ	定数に同じ	
6 補欠選挙の適用	有	有	無